## まつやま農業委員会だより広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、松山市広告事業実施要綱(平成18年要綱第27号。以下「実施要綱」という。)に定めるもののほか、松山市農業委員会が発行する「まつやま農業委員会だより」(以下「委員会だより」という。)に広告を掲載するに際して必要な事項を定めるものとする。

(基本的な考え方)

第2条 委員会だよりに掲載する広告は、社会的信用度の高い情報でなければならないため、広 告の表現は、これにふさわしい信用性と信頼性を有するものでなければならない。

(広告の大きさ及び掲載位置)

- 第3条 広告の大きさは、1枠当たり縦45ミリメートル横170ミリメートルとする。
- 2 広告の掲載位置は、委員会だよりの中で松山市農業委員会会長(以下「会長」という。)が指定した位置とする。

(広告掲載料)

- 第4条 広告の掲載料は、1枠当たり8、000円(消費税を含む。)とする。
- 2 国、地方公共団体及びその外郭団体等が非営利目的で広告を行う場合又は会長が特別な理由があると認めたときは、前項の掲載料を減免することができる。

(広告掲載の募集枠)

第5条 広告の掲載募集は、委員会だより1号当たり1枠とする。

(広告掲載の募集方法)

- 第6条 会長は、委員会だよりへ広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)を募集する場合は、市ホームページへ掲載の方法で行うものとする。
- 2 会長は、委員会だよりへの広告掲載を見込める者に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 申込者は、まつやま農業委員会だより広告掲載申込書(様式第1号)に、掲載しようとする広告の原稿を添えて、委員会だより発行日の30日前までに会長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

- 第8条 会長は、前条の規定による広告掲載の申込みがあったときはその内容を審査し、当該広告掲載の可否を決定するものとする。
- 2 会長は、申込者数が予定の募集枠数を超えたときは、次の順位により決定するものとする。

- (1) 申込者が国,政府関係機関,地方公共団体及びこれらに類するもの
- (2) 申込者が市内に主たる事業所,営業所,店舗等を有する農業に関係する事業を行う団体,企業等
- (3) 申込者が前2号に掲げる以外のもの
- 3 申込者が同順位で複数いる場合は、抽選により順位を決定するものとする。
- 4 会長は、広告掲載の可否を決定したときは、申込者に対しその結果をまつやま農業委員会だより広告掲載可否決定通知書(様式第2号)により通知しなければならない。
- 5 広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、会長が指定する期日まで に掲載しようとする広告の版下原稿を提出するものとする。

(広告掲載の回数)

第9条 同一の広告主による連続した広告掲載は認めない。ただし、会長が必要と認めた場合は、 この限りではない。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載料は、広告掲載の決定後、会長の指定する期日までに一括納付するものとする。 ただし、会長が特に理由があると認めたときはこの限りではない。

(広告内容の変更)

第11条 会長は、広告の内容、デザイン等が実施要綱及びこの要領の基準に抵触していると認める場合は、広告主に対し、広告の内容等の変更を求めるものとする。

(広告掲載の取り消し)

- 第 12 条 会長は、次に掲げるときは、広告主への催告その他の手続きを要することなく、広告の 掲載を取り消すことができる。
  - (1) 第10条の規定による広告掲載料の納付を広告主が行わないとき。
  - (2) 第8条第5項の規定による版下原稿の提出を広告主が行わないとき。
  - (3) 前条の規定による広告内容等の変更を広告主が行わないとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が適切でないと認めたとき。

(広告掲載の取り下げ)

- 第13条 広告主は、書面により広告の掲載の取り下げを申し出ることができる。
- 2 広告主が、自己の都合により広告の掲載を取り下げた場合は、既納の広告料は返還しないものとする。

(広告掲載料の返還)

- 第14条 会長は、広告掲載が決定した後に広告主の責めに帰さない事由により広告の掲載を取り 消したときは、既納の広告掲載料を返還するものとする。
- 2 前項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責務)

- 第15条 広告主は、委員会だよりに掲載された広告についての一切の責任を負うものとする。
- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを会長に対して保証するものとする。
- 3 第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年3月31日から施行し3月31日号から適用する。